

事業系ごみ袋の色が「無色透明」に！

事業所から出る一般廃棄物(可燃ごみ)の袋について、ごみの減量化と危険物混入防止のために、伊予地区清掃センターへの受け入れが平成23年8月1日から「無色透明」の袋に統一されます。(袋は市販のものをご利用ください。)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、事業者の責務として、「事業者は、その活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。家庭ごみと同じようなごみ(お茶の葉や紙コップ、雑誌など)でも事業所から出れば、「事業系一般廃棄物」となります。

「事業系一般廃棄物」は可燃ごみ指定袋でステーション等に出すことはできません。

また、資源ごみ(アルミ、スチール、紙など)についてはリサイクルに努めましょう。

松前町における事業系一般廃棄物を処分する方法は次の方法があります。

事業系可燃 ごみ	(1) 町の一般廃棄物収集運搬許可業者と事業者が収集運搬契約をし、事業系可燃ごみとして無色透明の袋で出す。
	(2) 排出事業所が自ら焼却場に持ち込み処分する。 (松前町)→伊予地区清掃センター (伊予市三秋)